

雇用関係助成金一覧

(問い合わせ先)

【労働局】都道府県労働局またはハローワーク

【機構】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県高齢・障害者雇用支援センター

A. 雇用維持関係の助成金

1 雇用調整助成金

【労働局】

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、休業、教育訓練、または出向(※2)によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成

(※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等

(※2)3か月以上1年以内の出向に限る

【休業・教育訓練の場合】

休業手当等の一部助成1/2(中小企業は2/3)

教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算

【出向の場合】

出向元事業主の負担額の一部助成1/2(中小企業は2/3)

B. 再就職支援関係の助成金

2 労働移動支援助成金

【労働局】

I 再就職支援奨励金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主に対して助成

委託費用の1/2(中小企業は2/3)

支給対象者が45歳以上の場合は委託費用の2/3(中小企業は4/5)

(1人あたり上限60万円、再就職支援委託時に10万円を支給し、残りを再就職実現時に支給)

訓練を委託した場合、月6万円を加算(上限3か月分)

グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算

求職活動のための休暇を付与した場合、日額4,000円(中小企業は7,000円)を支給

(上限90日分、再就職実現時のみ支給、委託なしでも支給可能)

II 受入れ人材育成支援奨励金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇入れ、または移籍等により労働者を受入れ、訓練(※)を行った事業主に対して助成

Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円

訓練経費助成 実費相当額(上限30万円)

OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円

(※)Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT

C. 高年齢者・障害者等関係の助成金

3 特定求職者雇用開発助成金

【労働局】

I 特定就職困難者雇用開発助成金☆

高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して、賃金の一部を助成

(※)継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れ、本助成金の支給終了後も引き続き相当期間当該対象労働者を継続して雇用すること(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう)が確実に認められること

【高年齢者(60~64歳)、母子家庭の母等】

1人あたり50万円(中小企業は90万円)

短時間労働者(※)は30万円(中小企業は60万円)

【身体・知的障害者(重度以外)】

1人あたり50万円(中小企業は135万円)

短時間労働者(※)は30万円(中小企業は90万円)

【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】

1人あたり100万円(中小企業は240万円)

短時間労働者(※)は30万円(中小企業は90万円)

(※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)

II 高年齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して、賃金の一部を助成

(※)1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実に認められること

1人あたり50万円(中小企業は90万円)

短時間労働者は30万円(中小企業は60万円)

III 被災者雇用開発助成金

東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた(※)事業主に対して、賃金の一部を助成

(※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること

1人あたり50万円(中小企業は90万円)

短時間労働者は30万円(中小企業は60万円)

4 高齢者雇用安定助成金 【機構】	
I 高齢者活用促進コース	
<p>高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置(※)を実施する事業主に対して助成 (※)次の①～③のいずれかの措置 ①新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出 ②機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の就労機会の拡大 ③高齢者の就労機会を拡大するための雇用管理制度の見直しまたは導入等</p>	<p>支給対象経費の1/2(中小企業2/3) 60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限20万円(上限1,000万円)</p>
II 高齢者労働移動支援コース	
<p>定年を控えた高齢者等で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる(※)事業主に対して助成 (※)雇い入れた対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること</p>	<p>1人あたり70万円 短時間労働者は40万円</p>
5 障害者トライアル雇用奨励金 【労働局】	
I 障害者トライアル雇用奨励金	
<p>就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う場合に助成</p>	<p>1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)</p>
II 障害者短時間トライアル雇用奨励金	
<p>直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う場合に助成</p>	<p>1人あたり月額最大2万円(最長12か月間)</p>
6 障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金) 【労働局】	
<p>障害者雇用の経験のない中小企業(※1)において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合(※2)に助成 (※1)障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業 (※2)1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること</p>	<p>対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円</p>
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 【労働局】	
<p>中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成</p>	<p>支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて、総額2,000～3,000万円(3年間)</p>
8 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【労働局】	
<p>発達障害者または難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成</p>	<p>1人あたり50万円(中小企業は135万円) 短時間労働者は30万円(中小企業は90万円)</p>
9 精神障害者等雇用安定奨励金 【労働局】	
I 精神障害者雇用安定奨励金	
<p>精神障害者を雇い入れるとともに、カウンセリング体制の整備等の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して助成</p>	<p>支給対象経費の1/2(上限100万円) (ただし、一部メニューは支給額の上限を設定)</p>
II 重度知的・精神障害者職場支援奨励金	
<p>重度知的障害者または精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員(※)を配置する事業主に対して助成 (※)職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限</p>	<p>1人あたり月額3万円(中小企業は月額4万円) 短時間労働者は、月額1万5千円(中小企業は月額2万円)</p>
10 障害者作業施設設置等助成金★ 【機構】	
<p>雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成</p>	<p>支給対象費用の2/3</p>
11 障害者福祉施設設置等助成金★ 【機構】	
<p>継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成</p>	<p>支給対象費用の1/3</p>

12 障害者介助等助成金★ 【機構】	
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象に助成	【重度中途障害者等の職場適応】 1人あたり月額3万円(短時間労働者は2万円) 【職場介助者、職業コンサルタント、在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳担当者、健康相談医師の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4
13 職場適応援助者助成金★ 【機構】	
職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による援助を行う事業主等に対して助成 (※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細やかな支援をする担当者	【第1号職場適応援助者助成金】 援助事業の実施日数×14,200円等 【第2号職場適応援助者助成金】 支給対象費用の3/4
14 重度障害者等通勤対策助成金★ 【機構】	
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主を対象として助成	支給対象費用の3/4
15 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★ 【機構】	
重度障害者を多数雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 (※)重度障害者を、1年以上の期間、10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2/3(特例の場合3/4)
16 障害者能力開発助成金★ 【機構】	
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	【施設設置費】 支給対象費用の4/5 【運営費、グループ就労訓練】 支給対象費用の3/4または4/5 【受講】 支給対象費用の3/4

D. 雇入れ関係のその他の助成金

17 トライアル雇用奨励金 【労働局】	
職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者(※)について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成 (※)次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 就労経験のない職業に就くことを希望する者 ② 学校卒業後3年以内で、安定した職業に就いていない者 ③ 2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ④ 離職している期間が1年を超えている者 ⑤ 妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ⑥ 就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 ア 生活保護受給者、イ 母子家庭の母等、ウ 父子家庭の父、エ 日雇労働者、オ 季節労働者、カ 中国残留邦人等永住帰国者、キ ホームレス、ク 住居喪失不安定就労者	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)
18 地域雇用開発助成金 【労働局】	
I 地域雇用開発奨励金	
同意雇用開発促進地域(※1)または過疎等雇用改善地域(※2)において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者の雇入れを行った場合に助成 (※1)求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」第7条に規定する地域 (※2)若年層・壮年層の流出が著しい、「雇用保険法施行規則」第112条に基づき厚生労働大臣が指定する地域	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、50～800万円を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ
II 沖縄若年者雇用促進奨励金	
沖縄県の区域内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れ(※)を行った場合に助成 (※)新規学卒者でない者を3人以上雇い入れること	支払った賃金に相当する額の1/4(中小企業は1/3) 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間) 新規学卒者に支払った賃金の1/3(助成対象期間は1年間)(※) (※)3人以上の支給対象者の雇い入れのほか、沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

19 中小企業労働環境向上助成金		【労働局】
I 個別中小企業助成コース		
雇用管理制度の導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主に対して助成	評価・処遇制度 40万円 研修体系制度 30万円 健康づくり制度 30万円 介護福祉機器等(介護事業所) 支給対象費用の1/2(上限300万円)	
II 団体助成コース		
健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小事業者を構成員として含む事業主団体が、その構成員である中小企業に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上) 上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円	
20 建設労働者確保育成助成金		【労働局】
建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成	【認定訓練】経費助成:1人あたり月額4,400円など 賃金助成:1人あたり日額5,000円 【技能実習】経費助成:支給対象費用の9/10(委託の場合8/10) ただし、被災三県の中小建設事業主等に対しては以下のとおり 経費助成:支給対象費用の10/10(委託の場合含む) 賃金助成:1人あたり日額8,000円 【雇用管理制度】評価・処遇制度40万円、研修体系制度30万円、健康づくり制度30万円 【若年者に魅力ある職場づくり事業】支給対象経費の2/3 【建設広域教育訓練】推進活動経費助成:支給対象経費の2/3 施設設置等経費助成:支給対象経費の1/2 【新分野教育訓練】(新分野教育訓練終了後、新分野事業進出後それぞれ) 経費助成:支給対象経費の1/3 賃金助成:1人あたり日額3,500円 【作業員宿舎等設置】支給対象費用の2/3	
21 通年雇用奨励金		【労働局】
北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2/3(第1回目)、支払った賃金の1/2(第2~3回目) 【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目) 【業務転換】支払った賃金の1/3 【訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外) 【新分野進出】支給対象経費の1/10 【季節トライアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり)	

F. 仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進関係の助成金

22 両立支援等助成金		【労働局】
I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金		
労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成	設置費用の1/3(中小企業は2/3) 設置費用:上限1,500万円(中小企業は2,300万円) 運営費用の1~5年目1/2(中小企業は2/3) 増築又は建替え費用の1/3(中小企業は1/2) 増築:上限750万円(中小企業は1,150万円) 建替え:上限1,500万円(中小企業は2,300万円)	
II 子育て期短時間勤務支援助成金		
就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成	1人目30万円、2~10人目10万円 (中小企業は、1人目40万円、2~5人目15万円)	
III 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)		
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	1人あたり15万円、1年度の上限10人 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算	

22 両立支援等助成金		【労働局】
IV 中小企業両立支援助成金(休業中能力アップコース)		
育児休業または介護休業中の労働者に対して、能力の開発および向上に関する措置を講じた事業主等に対して助成(平成26年3月31日までに育児休業又は介護休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した者を対象)	【在宅講習】1月あたり9,000円(上限12か月) 【職場環境適応講習】1日あたり4,000円(各月1日、上限12日) 【職場復帰直前講習】1日あたり5,000円(上限12日) 【職場復帰直後講習】1日あたり5,000円(上限12日) 以上を1つ以上実施した場合、職場復帰プログラム開発作成費として、1人あたり13,000円 (【休業中の労働者への情報提供】の措置も行った場合20,000円) 以上の措置について、1人あたり上限21万円、1年度の上限20人 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算	
V 中小企業両立支援助成金(継続就業支援コース)		
育児休業取得者を育児休業終了後原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成(平成25年3月31日までの育児休業終了者を対象)	1人目40万円、2～5人目15万円	
VI 中小企業両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)		
有期契約労働者(期間雇用者)について、通常の労働者と同様の要件で育児休業を取得させて育児休業終了後原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成	1人目40万円、2～5人目15万円 「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、1人目10万円、2～5人目5万円を加算 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算	
VII ポジティブ・アクション能力アップ助成金		
女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に助成	1企業あたり15万円(中小企業は30万円)	

G. キャリアアップ・人材育成関係の助成

23 キャリアアップ助成金		【労働局】
I 正規雇用等転換コース		
有期契約労働者等を正規雇用等に転換または派遣労働者を直接雇用した事業主に対して助成	①有期契約労働者→正規雇用 1人あたり30万円(中小企業は40万円) ②有期契約労働者→無期雇用 1人あたり15万円(中小企業は20万円) ③無期雇用労働者→正規雇用 1人あたり15万円(中小企業は20万円) 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に転換等を行った場合、1人あたり①40万円(50万円)③25万円(30万円)を支給 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、10万円を加算	
II 人材育成コース		
有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	Off-JT 賃金助成 1時間あたり500円(中小企業は800円) 訓練経費助成 Off-JTの訓練時間数に応じた次の金額(※) 100時間未満 7万円(中小企業は10万円) 100時間以上200時間未満 15万円(中小企業は20万円) 200時間以上 20万円(中小企業は30万円) (※)実費が上記を下回る場合は実費を限度 OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円(中小企業は700円)	
III 処遇改善コース		
有期契約労働者等の賃金水準の向上(※)を図った事業主に対して助成 (※)賃金テーブルを3%以上(平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、2%以上)増額改定	1人あたり7,500円(中小企業は1万円) 職務評価の手法を活用した場合、1事業所あたり7.5万円を加算(中小企業は10万円) 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に職務評価を活用した場合、15万円(20万円)を支給	
IV 健康管理コース		
有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成	1事業所あたり30万円(中小企業は40万円)	
V 短時間正社員コース		
短時間正社員に転換または短時間正社員として新たな雇入れ(※)を行った事業主に対して助成 (※)ワーク・ライフ・バランスの観点から、正規雇用労働者が短時間正社員に転換するケースなどを想定	1人あたり15万円(常時雇用する労働者が300人を超えない中小規模企業の場合20万円) 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、1人あたり25万円(30万円)を支給	

23 キャリアアップ助成金		【労働局】
VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース		
短時間労働者の週所定労働時間の延長(※)を行った事業主に対して助成 (※)週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し社会保険を適用	1人あたり75,000円(中小企業は10万円)	

24 キャリア形成促進助成金		【労働局】
I 政策課題対応型訓練(成長分野等人材育成コース)		
成長分野等に関連する職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり400円(中小企業は800円) 訓練経費助成 実費相当額の1/3(中小企業は1/2)	
II 政策課題対応型訓練(グローバル人材育成コース)		
海外関連業務に従事する人材育成を助成(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	賃金助成 1時間あたり400円(中小企業は800円) 訓練経費助成 実費相当額の1/3(中小企業は1/2)	
III 政策課題対応型訓練(育休中・復職後等能力アップコース)		
育児休業中や復職後の能力アップのための訓練や妊娠・出産・育児により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練を助成	賃金助成 1時間あたり400円(中小企業は800円) 訓練経費助成 実費相当額の1/3(中小企業は1/2)	
IV 政策課題対応型訓練(若年人材育成コース)		
採用後5年以内かつ35歳未満の若年者に対する職業訓練を助成(対象は中小企業)	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2	
V 政策課題対応型訓練(熟練技能育成・承継コース)		
熟練技能者の指導力強化や技能承継のための職業訓練、認定職業訓練を助成(対象は中小企業)	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2	
VI 政策課題対応型訓練(認定実習併用職業訓練コース)		
OJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を助成(対象は中小企業)	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2 OJT 訓練実施助成 1時間あたり600円	
VII 政策課題対応型訓練(自発的職業能力開発コース)		
雇用する労働者の自発的な職業訓練に対して支援をした場合に助成(対象は中小企業)	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2	
VIII 一般型訓練		
雇用する労働者に対する政策課題対応型訓練以外の職業訓練を助成(対象は中小企業)	賃金助成 1時間あたり400円 訓練経費助成 実費相当額の1/3	
IX 団体等実施型訓練		
事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練を助成	訓練経費助成 実費相当額の1/2	

(注)助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★が付されたものは障害者雇用納付金制度、☆が付されたものは財源の一部が一般会計です。